

日臨教発第R20006号

令和2年10月30日

厚生労働省医政局長

迫井正深 殿

一般社団法人

日本臨床検査学教育協議会

理事長 奥村伸生



令和3年臨床検査技師国家試験追試験実施に関する要望書

臨床検査技師教育を行っている教育機関の組織として、新型コロナウイルス感染症により国家試験を受験できない場合、臨床検査技師として就業できない卒業生が生じることを懸念しております。

令和3年の第67回臨床検査技師国家試験における追試験の実施を要望いたします。

令和2年10月1日付け医政医発1001第3号通知文で7その他(11)に「次に該当する受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない旨指導されたいこと。」として

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者

イ 保健所又は検疫所の指示により、試験日時点で自宅等での待機を要請されている受験者が明記されています。

国家試験が実施される令和3年2月に、新型コロナウイルス感染症がどのような状況になっているか現時点では不明であります。家族に感染者や自宅待機者が発生するなどの可能性もあり、受験生本人が感染予防に留意していても、感染者・濃厚接触者として受験できなくなるかもしれません。そのことにより臨床検査技師としての就業が1年先延ばしになることは、本人はもとより、医療現場、市民社会にとっても大きな損失となると考えます。

是非、臨床検査技師国家試験に、新型コロナウイルス感染症の罹患者及び自宅等での待機者のために追試験を実施していただきますよう、強く要望いたします。